

真庭市一般家庭ごみ収集運搬業務委託事業者募集要項

1. 委託業務内容

真庭市内(南部中継施設管内・クリーンセンターまにわ管内・北部中継施設管内) の一般家庭ごみ収集運搬、動物の死体収容、市が主催する行事(委託仕様書) 等により排出されるごみ収集運搬業務。

2. 委託業務の区分

委託業務の区分は以下の 6 つの区分とする。

南部中継施設管内(北房地区)
南部中継施設管内(落合地区)
クリーンセンターまにわ管内(久世地区)
クリーンセンターまにわ管内(勝山地区)
北部中継施設管内(美甘地区・湯原地区・蒜山地区及び新庄村)

3. 募集条件

- (1) 真庭市内に本社を有する法人であること。
- (2) 業務を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有していると認められる法人であること。また、契約期間中に搬入先や収集品目が変わる可能性があるが、市の方針をもとに誠意をもって協議に応じること。
- (3) 収集運搬に使用する車両は、次のとおりとする。
 - 北房地区
受託者の責任において確保すること。
 - 落合地区
受託者の責任において確保すること。
 - 久世地区
受託者の責任において確保すること。
 - 勝山地区
受託者の責任において確保すること。
 - 北部地区
受託者の責任において確保すること。
 - 車庫については、受託者で確保すること。(上記車両を収納可能な屋根付施設)
 - 業務に従事する人員については、「燃えるごみ(パッカー車) については、運転手・作業員の 2 名以上乗員のこと。燃えないごみ、資源ごみ(ダンプ車) ・生ごみ(平ボディ車) は、運転手・作業員を兼ねる者 1 名以上乗員のこと。」
- (4) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号) 第 7 条第 5 項第 4 号イからルまでのいずれにも該当しないこと。
- (5) 自社で直接業務を遂行できる法人であること。
- (6) ごみ減量化の推進活動ができる法人であること。
(契約期間中に具体的に実施すること。)

4. 市の収集計画

市の収集計画表により 4 種(大別)分別収集を実施しており、収集回数等は各地区の収集日程表に示すとおりとし、生ごみについても同様とする。

5. 提出書類

- (1) 真庭市一般家庭ごみ収集運搬業務申請書
- (2) 法人の定款及び登記簿謄本
- (3) 役員名簿一覧(様式 1) 及び住民票抄本(本籍地記載のもの)
- (4) 確約書(様式 2)
- (5) 事務所・車庫の状況写真及び平面図と土地建物を借用している場合は、契約書の写し
- (6) 法人の直前 3 カ年の法人税及び法人市民税の納付すべき額及び納付済みを証明する書類
- (7) 直前 3 カ年の主要事業(業務)の経歴書(事業名・請負額等記載のこと)(様式 3)
- (8) 業務に従事する者の名簿(住所・氏名)及び運転免許証の写し(様式 4)
- (9) その他市長が必要と認めるもの

6. 申込書類等提出期限

令和 7 年 12 月 19 日(金) 午後 3 時必着

7. 提出先

真庭市生活環境部環境課

8. 委託業者選定方法

申請者の中から別に市が定めた選定基準に基づき資格条件を具備している者を選定し、それぞれの区域ごとに指名競争入札等によって決定する。

この募集は、収集車両の確保や収集ルートの確認などの準備期間を確保し、速やかに事業を実施できるようにするため、令和 7 年 12 月真庭市議会定例会に提出する補正予算案の議決前に手続きを行うものである。当該業務に係る予算が議決されなかった場合は、本募集は無効となる。

9. 委託期間

1 年間とする。(令和 8 年度)

詳細については、生活環境部環境課(担当: 山崎)にお問い合わせください。

TEL 0867-42-1113

FAX 0867-42-7455

収集運搬業務申請書提出についての留意事項

別添の『真庭市一般家庭ごみ収集運搬業務委託事業者募集要項』の内容を十分に確認
のうえ申請書に確約書等を添えて提出願います。

確 約 書

別添の『廃棄物の処理及び清掃に関する法律』第 7 条第 5 項第 4 号イからルまでの項
目の内容を十分に確認して該当しない場合は、真庭市一般家庭ごみ収集運搬業務委託事
業者募集要項の遵守の確約と併せて、下記の記載例を参考に必ず直筆にてご署名くださ
い。

記載例

確 約 書

当社（法人の場合は、その役員も含む）は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭
和 4 5 年法律第 1 3 7 号）第 7 条第 5 項第 4 号イからルまでのいずれにも該当いたしま
せん。

また、真庭市一般家庭ごみ収集運搬業務委託事業者募集要項の各項を遵守することを
確約いたします。

令和 7 年 12 月 日

真庭市長 太田 昇 様

住所 真庭市久世 2 9 2 7 - 2 番地

法 人 名 （ 株 ） 真 庭 産 業

代表取締役 真庭太郎

} 必ず
直筆署名

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律抜粋」

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 7 条第 5 項第 4 号

申請者が次のいずれにも該当しないこと。

イ 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として環境省令で定めるもの

ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ハ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

ニ この法律、浄化槽法(昭和 58 年法律第 43 号)その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号。第 32 条の 3 第 7 項及び第 32 条の 11 第 1 項を除く。)の規定に違反し、又は刑法(明治 40 年法律第 45 号)第 204 条、第 206 条、第 208 条、第 208 条の 2、第 222 条若しくは第 247 条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律(大正 15 年法律第 60 号)の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から 5 年を経過しない者

ホ 第 7 条の 4 第 1 項(第 4 号に係る部分を除く。)若しくは第 2 項若しくは第 14 条の 3 の 2 第 1 項(第 4 号に係る部分を除く。)若しくは第 2 項(これらの規定を第 14 条の 6 において読み替えて準用する場合を含む。)又は浄化槽法第 41 条第 2 項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から 5 年を経過しない者(当該許可を取り消された者が法人である場合(第 7 条の 4 第 1 項第 3 号又は第 14 条の 3 の 2 第 1 項第 3 号(第 14 条の 6 において準用する場合を含む。))に該当することにより許可が取り消された場合を除く。)においては、当該取消しの処分に係る行政手続法(平成 5 年法律第 88 号)第 15 条の規定による通知があつた日前 60 日以内に当該法人の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号、第 8 条の 5 第 6 項及び第 14 条第 5 項第 2 号ニにおいて同じ。)であつた者で当該取消しの日から 5 年を経過しないものを含む。)

ヘ 第 7 条の 4 若しくは第 14 条の 3 の 2(第 14 条の 6 において読み替えて準用する場合を含む。)又は浄化槽法第 41 条第 2 項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第 15 条の規定による通知があつた日から当該処分をする日

又は処分をしないことを決定する日までの間に次条第 3 項(第 14 条の 2 第 3 項及び第 14 条の 5 第 3 項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。)の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分(再生することを含む。)の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第 38 条第 5 号に該当する旨の同条の規定による届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から 5 年を経過しないもの

ト ヘに規定する期間内に次条第 3 項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第 38 条第 5 号に該当する旨の同条の規定による届出があつた場合において、ヘの通知の日前 60 日以内に当該届出に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員若しくは政令で定める使用人であつた者又は当該届出に係る個人(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)の政令で定める使用人であつた者で、当該届出の日から 5 年を経過しないもの

チ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

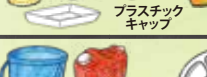
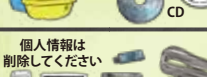
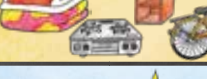
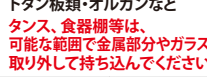
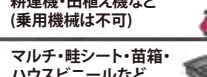
リ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人(法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。第 14 条第 5 項第 2 号八において同じ。)がイからチまでのいずれかに該当するもの

ヌ 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちにイからチまでのいずれかに該当する者のあるもの

ル 個人で政令で定める使用人のうちにイからチまでのいずれかに該当する者のあるもの

資源を大切にし、ごみの減量化を図りましょう！

分別されていないごみ、氏名の記入のないごみは収集できません

市販の破れにくい無色透明または無色半透明の袋 20ℓ 45ℓ 70ℓ まで	生ごみ 24時間いつでも収集容器に入れることができます。		腐敗と悪臭を防止するため、水分をよく切ってからお出ください ※たまごの殻や貝殻、剪定枝・落ち葉は入れてはいけません
	燃えるごみ類 紙くず・木くず 革製品・ゴム製品・塩ビ製品		プラマークがあるものでも汚れの落ちないものは、燃えるごみとして出して下さい。 ※水分をよく切ってください。
	② アルミ缶・スチール缶		資源ごみの出し方 1 ふた(栓)やラベルははずして軽くすいてください 2 それぞれ分別をして出してください ※ふた(栓)やラベルも分別してください
	③ 無色透明のビン		
	④ 茶色のビン		
	⑤ その他の色のビン		
	⑥ ペットボトル PET		
	⑦ プラスチック容器包装類		
	⑧ プラスチック製品(プラマーク無し)		プラスチック類でも、金属類がついているものは、燃えないごみの金属類小として出してください。
	⑨ 小型家電 携帯電話・デジタルカメラなどの小さなものは、市役所・本庁舎・振興局へ持ち込むことができます		個人情報は削除してください PCマーク付きパソコンなど、販売店で買取できるものもあります
	⑩ 乾電池		破れにくい無色透明または無色半透明の袋に入れて出してください (コイン電池は同封可、ボタン電池は不可)
	⑪ 布類		古着、下着、シーツ、タオル、カーテンなど袋に入る大きさのもの
	⑫ 古紙類 新聞紙・雑誌・ダンボール・牛乳パック・雑がみ		紙ひも等で、くくって出してください
	⑬ ガラス・陶磁器類		割れたガラス・陶磁器類は紙等に包んでください
	⑭ 蛍光灯類		蛍光灯・電球は危ないようケース等に入れてください 水銀体温計
	⑮ 金属類(小)		ガスをぬいてください 金属キャップ
	⑯ 粗大ごみ類 布団・家具類・金属類(大)		袋に入らないもの形状：大人の自転車、ねこ車までの大きさ 重量：10kgまで
ペットボトル	使用済み食用油		揚げかすをこしてからペットボトルなどの容器に入れてください ふたを固くして出してください
持ち込みごみ	大型家電・大型家具類 大型金属類・その他		タンス・食器棚・鉄製品 トタン板類・オルガンなど タンス、食器棚等は、可能な範囲で金属部分やガラス部分を切り外して持ち込んでください
	農機具類 農業用ビニール類		耕運機・田植え機など(乗用機械は不可) マルチ・畦シート・苗箱・ハウスビニールなど

家庭ごみの焼却は禁止されています！

- ・ごみは収集日の当日のあさ8:30までに出してください
- ・袋・札に名前を書いて10kg以内で出してください

家電リサイクル法対象4品目



ブラウン管 洗濯機 エアコン 冷蔵庫
液晶・有機EL 衣類乾燥機 冷凍庫

家電販売店に引き取ってもらうか、郵便局でリサイクル券を購入しクリーンセンターに持ち込んでください。運搬費をいただきます。

取り扱いできないごみ



これらのものは、処理できません
まずは販売店または、取扱店にご相談ください

資源ごみは、学校や地域の資源回収に出しましょう！

クリーンセンターおよび各中継施設の受付時間

月曜日～金曜日 9:00～12:00
13:00～16:30

毎月第1、第3日曜日とも同じ時間で受け付けます
(土・日・祝日および年末年始は休みです)

お問い合わせ先

環境課	☎ (0867)42-1113
北房振興局	☎ (0866)52-2113
落合振興局	☎ (0867)52-1111
勝山振興局	☎ (0867)44-2925
美甘振興局	☎ (0867)56-2611
湯原振興局	☎ (0867)62-2011
蒜山振興局	☎ (0867)66-2510
北部地区中継施設 (旧真庭北部クリーンセンター)	☎ (0867)67-2526
クリーンセンターまにわ	☎ (0867)42-7453
南部地区中継施設 (旧コスモスグリーンセンター)	☎ (0866)52-4230